

建設業者の皆さんへ

上三川町週休2日制工事実施要領を制定しました

表記の件については、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関する事項を定めましたので、下記のとおり通知します。

- 1 本要領については、下記 URL から参照してください。

<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0026/info-0000003624-0.html>

- 2 週休2日制工事であることは、あらかじめ閲覧設計図書（特記仕様書）に明示します。
- 3 施行日については、令和7（2025）年3月3日以降に入札公告又は指名通知するものから施行します。